

定 時 見 積 参 加 心 得

北海道教育庁胆振教育局

1 対象契約

胆振教育局管内の道立学校が使用する次に掲げる物品の購入で、1件の予定価格が160万円未満の契約とします。

- (1) 共通物品(文具)(別紙胆振教育局共通物品一覧のとおり)
- (2) 共通物品(日用品)(別紙胆振教育局共通物品一覧のとおり)
- (3) 共通物品(OA・電気用品)(別紙胆振教育局共通物品一覧のとおり)
- (4) 文具・事務用品(消耗品)、図書室用品、パソコン周辺機器の購入
- (5) 事務機器(備品)
- (6) 什器・家具
- (7) 台所用品・清掃用品
- (8) 家電製品
- (9) 一般教材

2 定時見積りの執行

(1) 契約内容の提示

定時見積りに付す契約内容の提示は、次のとおり見積目録(別紙3)及び見積目録内訳(別紙3の2)を提示して行います。

ア 提示の方法

次の(ア)から(ウ)に掲げる方法により提示します。

(ア) 北海道教育庁胆振教育局執務室(以下「執務室」という。)の所定の場所及び定時見積りの対象となる学校の掲示場において閲覧に供します。

(イ) ファクシミリ又は電子メールにより送信します。

(ウ) 見積目録には、必要に応じ仕様書、見本等を添付します。

イ 提示の日時

(ア) 物品の購入契約

- ① 毎月第1火曜日及び第3火曜日の午前10時から木曜日の午後16時まで(火曜日又は木曜日が閉庁日の場合は翌開庁日。)ただし、1件の予定価格が30万円以上の契約(エリア2)については金曜日の午後16時まで延長する。
- ② その他別途指定する日時

(イ) 定時見積りに付すものがない日及び行事等により変更を要する日が生じた場合は、あらかじめ各参加者へ連絡します。

(2) 見積書等の提出方法

ア 提出方法

見積書等の提出は、次の方法のいずれかによるものとし、見積目録に示した提出期限まで提出してください。

(ア) 北海道財務規則(昭和45年北海道規則30号。以下「財務規則」という。)第166条第4号の規定に基づき、見積書の徴取を省略することができる(1件の予定価格が30万円未満の契約)場合であって、見積書に相当する書類を提出する場合

- ① 執務室に設置した見積箱に投函する。
- ② 郵便等により、次の住所地に送付する。
〒051-8558 室蘭市海岸町1-4-1

北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室

- ③ ファクシミリ又は電子メールで提出する。

ファクシミリ : 0143-22-6950 (胆振教育局代表ファックス)

メールアドレス : ibkyo.shien@pref.hokkaido.lg.jp

(件名には、「〇月〇日定時見積り」という文字を含ませること。)

- ④ 納品先に指定している道立学校に提出する。

- (イ) 財務規則第165条の規定に基づき見積書の提出を要する場合

- ① 教育局執務室に設置した見積箱に投函する。

- ② 郵便等により、次の住所地に送付する。

〒051-8558 室蘭市海岸町1-4-1

北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室

イ 見積書等の提出

(ア) 提出する見積書及び見積書に相当する書類(以下「見積書等」という。)の右上余白に、必ず見積目録の見積記号・番号を記載してください。

(イ) 見積書等に記載する金額は、消費税及び地方消費税相当額を含めた額としてください。

なお、課税事業者にあつては見積書等に消費税及び地方消費税の額を区分して記載し、免税事業者にあつては見積書等に「消費税及び地方消費税相当額を含む。」、「消費税及び地方消費税相当額込み」等の文言を記載してください。

(ウ) 必ず品目毎に、規格、数量、単価及び金額などの内訳を記載してください。

(エ) 次のいずれかに該当する見積書等の提出は、無効とします。

- ① 記載金額その他見積り要件が確認できない見積書等の提出

- ② 記載金額(頭首金額)を加除訂正した見積書等の提出

- ③ 記名押印のない見積書の提出(見積書に相当する書類の場合にあつては、記名のない見積書に相当する書類の提出)

(3) 契約の相手方の決定

ア 見積書等の提出期限終了後、直ちに見積書等の内容を審査の上、予定価格の範囲内で最低の価格(総価)で見積りをした参加者を契約の相手方として決定します。

イ 決定の結果は、次の方法を用いて、契約の相手方等を記載した見積目録により、決定の日の翌日までに発表します。なお、閲覧等の期間は、次回の契約内容の提示日の前日までとします。

(ア) 執務室において閲覧に供します。

(イ) ファクシミリ又は電子メールにより、当該見積りの参加者に対し送信します。

ウ 契約の相手方となるべき価格で見積書等を提出した者が2人以上ある場合は、くじ(あみだくじ)引きで契約の相手方を決定します。なお、この場合、見積書等を提出した者が来庁してくじを引くものとしますが、来庁できない場合は、当該契約に関係のない職員が代行してくじを引かせます。

エ 教育局長は、提出された見積書の金額がいずれも予定価格に達していないとき又は期限内に見積書の提出がなかったときは、2回目の定時見積りを行います。

なお、別表1の地域区分で1回目の定時見積りを行った場合は、2回目の定時見積りは予定価格に関わらず別表2の地域区分により行います。この場合、定時見積りの契約内容の提示は、2回目であること、予定価格に関わらず別表2の地域区分により行うことを明示します。

オ 提出された見積書の金額がいずれも予定価格に達していないとき又は期限内に見積書の提出がなかったときは、当該定時見積りを取り止めます。

なお、これらの場合も、見積目録に「不調」、「見積書の提出無し」等と記載し、見積結果として発表します。

(4) 発注の通知

契約の相手方を決定したときは、発注書（別紙4）及び発注書内訳（別紙4の2）により発注の通知と受注の内容確認を行います。

3 その他

契約の履行に当たり、履行遅滞、発注内容と異なる履行又は不履行などの不誠実な行為があった場合は、当該参加者の参加の停止又は取消しを行うことがあります。

別表1

【エリア1（小地域）】

| 地域区分 | 本店・支店等所在地 | 納品先 |
|-----------|---------------------|------------------------------------|
| 伊達・虻田地域 | 伊達市、洞爺湖町 壮瞥町、豊浦町 | 伊達高等学校、伊達緑丘高等学校、虻田高等学校、伊達高等養護学校 |
| 室蘭A地域 | 室蘭市、登別市 | 室蘭栄高等学校、室蘭清水丘高等学校、室蘭工業高等学校、室蘭養護学校 |
| 室蘭B・登別地域 | | 室蘭東翔高等学校、室蘭聾学校、登別青嶺高等学校、登別明日中等教育学校 |
| 苫小牧A・白老地域 | 苫小牧市、白老町 | 苫小牧南高等学校、苫小牧西高等学校、白老東高等学校 |
| 苫小牧B地域 | | 苫小牧東高等学校、苫小牧工業高等学校、苫小牧総合経済高等学校 |
| 厚真・安平地域 | 厚真町、安平町 | 厚真高等学校、追分高等学校 |
| むかわ地域 | むかわ町 | 鶴川高等学校、穂別高等学校 |

別表2

【エリア2（大地域）】

| 地域区分 | 本店・支店等所在地 | 納品先 |
|--------|--------------------------------|------------------------------------|
| 胆振西部地域 | 室蘭市、伊達市 登別市、洞爺湖町 壮瞥町、豊浦町 | 伊達高等学校、伊達緑丘高等学校、虻田高等学校、伊達高等養護学校 |
| | | 室蘭栄高等学校、室蘭清水丘高等学校、室蘭工業高等学校、室蘭養護学校 |
| | | 室蘭東翔高等学校、室蘭聾学校、登別青嶺高等学校、登別明日中等教育学校 |
| 胆振東部地域 | 苫小牧市、白老町 厚真町、安平町 むかわ町 | 苫小牧南高等学校、苫小牧西高等学校、白老東高等学校 |
| | | 苫小牧東高等学校、苫小牧工業高等学校、苫小牧総合経済高等学校 |
| | | 厚真高等学校、追分高等学校 |
| | | 鶴川高等学校、穂別高等学校 |